笙18-	吕梯:	ナ(筆	11冬	関係)

告 示 予定日 入力

政 治 体 散 団 解 届

資金管理団体の指定がされている団 体は, 資金管理団体の指定取消届等 も併せて届け出ること。

提出日 令和 ●● 年 1 10 \Box

> 届出書を持参した年月日 (解散日以降の届出となる)

務 大 臣 宮城県選挙管理委員会

殿

届出されている最新の 状況と一致すること。

解散又は政治団体でなくなっ た日から30日以内(国会議員 関係政治団体は60日以内)に 届け出ること。

政治団体の名称 宮城太郎後援会

登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階 事務所の所在地

代表者の氏名 宮城太郎宮

東日本 四郎東日本 会計責任者の氏名

代表者・会計責任者の押 印,又は本人の署名がなく ても提出可能ですが、その 場合は併せて委任状等を お持ちください。

また,窓口で身分証の確認 等させていただきますので ご了承願います。

令和 ●● 年 1 月 5 日 に解散をしたので,政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

※以下,受付窓口で記入する。

解散日までの収支報告書の提出が必要となる。(解散年の収支報 告書の宣誓日は、解散日より後となるので留意すること。)

提出が必要。

届等も併せて

資金管理団体の指定の有無

提出を要する収支報告書合和

年分 から

年分 まで

解散年の収支報告書のみ代表 者の記名押印又は署名が必要。

《備 考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの 者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又 は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限り でない。
- 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治 団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この 様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、解散時点(解散年)までの法第17条第1項に規定する収入及び支出並び に資産等に関する事項を記載した報告書(収支報告書)を提出すること。

受	付	印	(本	局)	受総	付務	印大	(臣	支所	局管	等団	(体